

日本消防



- 平成22年度日本消防協会事業計画の概要について
- モデル少年消防クラブを選定

□ 絵 平成22年春の叙勲伝達式（消防関係）・平成22年春の褒章伝達式（消防関係）
海外青少年消防クラブ活動紹介DVD撮影 （財）日本消防協会

巻頭言「事業の取り組み状況について」……………(財) 香川県消防協会 会長 菰瀨 将鷹 ……1	平成22年度日本消防協会事業計画の概要について……………(財) 日本消防協会 ……2
モデル少年消防クラブの選定及び関連事業について……………少年消防クラブ活性化推進会議 ……8	小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書の概要……………総務省消防庁 予防課 ……11
平成21年（1月～12月）における火災の概要（概数）……………総務省消防庁 防災情報室 ……12	平成21年1月～12月中の製品火災に関する調査結果……………総務省消防庁 消防技術政策室 ……14
特別表彰「まとい」を受章して「地元の絆を第一に、自らの命と町は、そこに暮らす みんなで守る」……………日本橋消防団 団長 鹿島 靖幸 ……16	東西南北（広島県）～「海・山・空」夢ひらくまち、安全なまち三原をめざして～ ……………三原市消防団 団長 保道 勝 ……18
東西南北（茨城県）「災害に強い安心して生活できるまちづくり」を目指して ……………高萩市消防団 団長 細金 秀隆 ……20	東西南北（茨城県）「地域に密着した消防団を目指して」…筑西市消防団 団長 齊藤 喜雄 ……22
東西南北（宮崎県）消防団活動の更なる充実を目指して…西都市消防団 団長 弓削 正輝 ……24	シンフォニー（高知県）「地域から親しまれ、信頼される消防団活動を目指して」 ……………土佐清水市消防団 女性部部长 橋本 園子 ……26
6月6日～12日は「危険物安全週間」……………総務省消防庁 危険物保安室 ……28	災害時要援護者避難支援対策の推進―「災害時要援護者の避難対策事例集」の作成― ……………総務省消防庁 防災課 ……29
消防職団員のための各種共済事業等について ……………(財) 日本消防協会・(生協) 全日本消防人共済会 ……30	消防団協力事業所表示証販売……………(財) 日本消防協会 ……41
防火ポスター募集……………全日本消防人共済会 ……42	第10回全国中学生作文コンクール作品募集……………全日本消防人共済会 ……43
うちの名物団員……………44	消防団の広場（山口県）高齢者が安心して暮らせる町を目指して ……………周防大島町消防団 東和支部役場分団 団員 青山 徳幸 ……46

6月の日本消防協会関係行事
編集後記

表紙写真説明

まがいわれいしじぞう 磨崖和霊石地蔵

磨崖和霊石地蔵は、三原港からフェリーで25分のところにある佐木島（鷺浦町）向田港にあり、満潮時は胸まで海中に水没するお地蔵さんです。高さ約2.7m、幅約4.7mの花崗岩の海側の面に地蔵座像を浮き彫りにしたものです。

平安2年（1300年）に仏師念心が彫ったもので、碑文によるとこの像の周辺を殺生禁断の地として、来世の平安を求めています。

広島県三原市

平成22年春の叙勲伝達式（消防関係）

平成22年5月10日（月） 於 ニッショーホール



平成22年春の褒章伝達式（消防関係）

平成22年5月14日（月） 於 中央合同庁舎第2号館



海外青少年消防クラブ活動紹介DVD撮影 ドイツハンブルク、グレーネ、ベルリンの青少年消防隊を取材 財団法人 日本消防協会



青少年消防隊による放水訓練



青少年消防隊による救助訓練

「事業の取り組み状況について」

財団法人 香川県消防協会 会長 菰瀨 将鷹



近年、災害の態様は、複雑化・多様化、大規模化し、海外では昨年9月に太平洋(サモア諸島)、インドネシア・スマトラ島南部インド洋、今年1月にハイチ、2月にチリ中部沿岸、4月に中国青海省などで相次いで発生した地震により甚大な被害が生じたことや新型インフルエンザの世界的な感染の拡大は記憶に新しいところです。

また、国内でも昨年の中国・九州北部豪雨や台風九号、今年の札幌市グループホーム火災などにより多くの方々が被災しました。

昨年、香川県では大きな自然災害はありませんでしたが、今世紀前半に発生が予測されている南海地震への対策が急務となっており、高齢化の進行や都市化の進展、生活様式の変化などにより社会が変貌する中、地域社会の安全を守る私ども消防への期待はますます高まりつつあり、安全、安心に暮らせる郷土香川の実現のため、関係機関と一致協力して消防力の一層の充実、強化を図り、消防技術の向上と研鑽に努めています。

香川県消防協会では消防団職員の福祉増進と資質の向上や火災をはじめとする各種災害の防止ための事業を実施しています。

その一つとして、地域社会での消防体制の充実は大切であります。各家庭においても火災に対する備えが重要であり、住宅用火災警報器の設置が住宅火災から命を守

るための有効な手段であるという観点から、消防団員を対象とした各研修会で住宅用火災警報器に関する知識を習得するための講習を取り入れ、その普及促進に取り組んでいます。

また、消防団の活性化や消防団員の確保にどのように対応していくかの課題もあり、今年2月17日には消防団長等の幹部を対象とした研修会を実施しました。

この研修会は消防、防災、行政、福利厚生、健康管理など各分野の専門家による講演会を開催し、消防団等の適正な運営に役立てるという目的で昭和46年度から実施しており、今回、消防庁などから講師をお迎えし、県下の消防団等から250名が参加しました。

特に女性の消防団の入団促進が検討課題となっている県下の消防団には、消防団員確保アドバイザーである松山市消防団の方からの「松山市女性消防団員の活動について」という演題での御自身の経験をもとにした講演が大いに参考となったものと思います。

現在、香川県消防協会では、日本消防協会、消防庁など関係者皆様方の御理解、御協力を得て平成23年の第17回全国女性消防団員活性化大会を本県で開催できるよう準備を進めていますので、是非、皆様の積極的な参加をお願いしたいと思います。

平成22年度 日本消防協会事業計画の概要について

財団法人 日本消防協会

総務部所管事業

1 表彰

- (1) 定例表彰－例年行われている団体及び個人を表彰します。(平成23年2月)
 - ※団体表彰－特別表彰まとい・表彰旗・竿頭綬
 - ※個人表彰－特別功労章・功績章・精績章・勤続章
 - ※婦人消防隊及び隊員表彰－優良婦人消防隊表彰・優良婦人消防隊員表彰
- (2) 特別表彰－現場功労のあった団体及び個人及び消防業務に特別の功労があった者を表彰する。
 - ※団体表彰－表彰状
 - ※個人表彰－特別荣誉章・荣誉章・特別功労章・功労章

2 火災予防等の普及啓発事業

消防行政の動き、その他消防防災に係る技術研究開発、各種災害活動記録及び関係行事並びに日本消防協会の業務内容等について幅広い広報を行うため、日本消防協会機関誌「日本消防」を発行し、火災予防思想の普及と消防技術の向上を推進します。

3 消防応援団による激励事業

ラジオ放送「おはようニッポン！全国消防団」への協力（4月～3月）
消防応援団のひとりをゲストパーソナリティに迎え、消防団員へ電話にてインタビューを行い、消防団活動のアピールを行います。
番組は毎週1回（土曜日または日曜日の朝）10分間の放送

国際部所管事業

1 海外消防事情の調査

全国の消防団長等の幹部を対象に調査団を編成し、海外の消防制度、技能を調査し、併せて国際社会の政治、経済、文化等を広め消防の発展に寄与します。
本年度については、北米地域の消防事情調査を予定しています。(10月)

2 消防車両リサイクル事業

消防車両（中古）を海外へ援助し、諸外国の消防力の向上に寄与するとともに、友好親善を推進します。

3 日中韓友好事業

日中韓3カ国の友好交流と協力関係を推進するとともに、永く相互の理解と親密な関係を深め、また消防に関する各分野において多機能かつ広範囲な交流と協力をを行い、3カ国消防の発展と友好親善に寄与します。

- (1) 日中消防協会定期協議会
- (2) 日中消防友好調査
- (3) 中国消防研修生受入
- (4) 中国消防教育視察団訪日
- (5) 日韓消防協会交流

4 少年消防クラブの活性化

モデル少年消防クラブを選定し、実技学習など実践的な内容の取組みを行う同クラブに対して、活動服や資機材等の支援を行います。

業務部所管業務

1 第22回全国消防操法大会

全国消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、もって消防活動の充実発展に寄与することを目的に全国消防操法大会を実施します。

- (1) 開催日 平成22年11月12日（金）
- (2) 開催場所 蒲郡競艇場駐車場（愛知県蒲郡市竹谷町太田新田1-1）

2 消防団多機能型車両の交付

火災・救助などの災害に幅広く対応できる新たな消防団向け多機能型車両を平成19年度から引き続いて、平成22年度も各都道府県消防協会に交付予定（16台）です。

3 安全で災害に強い地域づくり推進事業

女性消防隊等を有し、また創設を予定している市（区）町村に対し同隊の育成強化・活動能力向上を図るため、1,000千円を限度に助成します。

ア 初期消火活動及び予防活動助成事業

D-1級軽可搬消防ポンプ一式、法被、ジャンパー、その他活動に必要な資器材等の購入に対する助成。

イ 初期消火活動及び応急救護普及活動助成事業

D-1級軽可搬消防ポンプ一式、CPR訓練用人形、AED、その他活動に必要な資器材等の購入に対する助成します。

4 都道府県消防操法大会への助成

都道府県ごとに開催される同大会に援助金を交付します。

5 第37回消防団幹部特別研修

各都道府県の消防団幹部1名を選抜し、3泊4日の特別研修を実施し幹部教育を実施します。

(1) 実施日 平成23年1月18日(火)～21日(金)

(2) 実施場所 日本消防会館会議室

6 第10回消防団幹部候補中央特別研修

将来を囑望される若手消防団員の研修を2泊3日で実施し、幹部候補の育成を図ります。

(1) 実施日【男性の部】 平成23年2月8日(火)～10日(木)

【女性の部】 平成23年2月14日(月)～16日(水)

(2) 実施場所 日本消防会館会議室

7 消防団員指導員研修

消防団員の資質向上を図るため、都道府県消防協会が実施する指導員研修に対し、助成金を交付します。消防団員指導員研修に使用するテキスト「消防団幹部必携」を作成します。

8 新時代に対応した消防団運営方策の普及

消防団の充実強化及び活性化を促進するため、若年層の入団促進、地域への消防団PR並びに機能別消防団の採用など、新時代に対応した消防団運営を実施している消防団の活動事例等を冊子にまとめ、全国の消防団等に配布するとともに、総務省消防庁職員、消防団長、民間有識者、消防関係者等を講師とした講習、消防団活動事例の紹介、消防団員等とのグループ討議を実施内容とした講座を各都道府県消防協会等を単位として開催します。

9 住宅用火災警報器の設置推進事業

住宅火災による死者の発生を防止するため住宅用火災警報器の設置が推進されており、関係機関が一体となった全国的な設置促進運動をさらに強力に展開するなか、当協会と

して設置推進のための事業を実施します。

住宅用火災警報器に関する消防団指導者研修会を実施し、住警器の設置推進を図るうえで消防団員として必要となる知識等に関する研修を進めます。(平成22年度事業)

10 女性消防団員確保対策事業

女性消防団員10万人確保を目標として、啓発活動及び普及広報活動を積極的に推進します。

(1) 第16回全国女性消防団員活性化奈良大会

実施日 平成22年7月29日(木)～30日(金)

実施場所 大会 「なら100年会館」

情報交流会 「奈良ロイヤルホテル」

テーマ いにしえの都 奈良へようこそ

「未来へつづく 女性消防団員の絆」

(2) 女性消防団員制服等の交付

女性消防団員を新規に採用、若しくは増員する消防団からの申請に基づき、制服を交付します。

11 ラジオ番組「おはよう！ニッポン全国消防団」

番組ゲストである消防応援団のメンバーが、全国の消防団員と直接電話で対談し、各地域における消防団の活動状況やエピソードなど、ゲストのコメントを交えながら放送しています。(放送時間は1回約10分間。ニッポン放送系列全国30局)

12 防災ビデオ・フィルムライブラリーの運営

防災関係のフィルムライブラリーを都道府県及び消防本部等に貸出を行います。

13 災害対策支援金・非常食料等の交付

大規模災害又は地震等の災害が発生し消防団員が長時間にわたり火災等の活動に従事している場合、消防団に対し災害支援金又は非常食を交付し、消防活動を援助します。

14 地震等防災対策委員会

地震等防災対策の充実を図るため、地震災害の被災地等を調査し、今後の地震災害等への対応・対策のあり方についての検証を行います。

福祉部所管事業

1 福祉共済事業

消防団員等が事故、疾病により入院した場合、あるいは死亡、障害を受けた場合、家族の生活の一助となるために遺族援護金等の共済金給付事業を行います。共済掛金は一人あたり年額3,000円の定額で割安となっています。公務上の死亡又は重度障害の場合には、弔慰金等が最大3,000万円給付されるなど手厚い保障となっています。

上記以外にも、福祉増進事業として体脂肪計の配付等の健康増進事業や9月に日本消防協会ニッショーホールで行う第29回全国消防殉職者慰霊祭の実施、都道府県消防協会が実施する慰霊祭等への補助金等の交付などの事業を行っています。

2 全国消防殉職者遺族会事業

消防殉職者の遺徳を顕彰し、遺族相互の親睦及び相互扶助の推進を図ります。

3 消防育英会事業

消防殉職者等の子弟が、経済的理由により修学が困難な場合に「奨学金」及び「入学一時金」を給付し、保護者の学資負担の軽減を図るとともに、奨学生のさらなる向学心の助長を側面から応援します。

年金共済部所管事業

1 消防互助年金事業

(1) 消防団員等の将来の生活安定を図るために実施している年金制度で、掛金拠出による会員相互の精神を基調に発足し、年金開始時に10年確定年金、10年保証終身年金の給付を選択できます。また、年金に代えて一時金でも受け取れます。

平成22年度も消防団員等への説明会に直接職員を派遣し、できるだけ多数の消防団員等に互助年金制度の周知徹底を図り加入していただくようにします。昨年10月から加入キャンペーン中。

(2) 消防互助年金加入者等を対象とする海外視察を5月下旬に実施します。

2 防火防災訓練災害補償等共済事業

市町村等が行っている防火防災訓練に参加した地域住民が不慮の事故により障害を受けた場合、市町村等が行う補償をてん補することで地域住民が安心して訓練に参加できるよう、人口一人1円という安い掛け金で高い補償が得られる共済事業です。

なお、共済の給付種別は次のとおりです。

(1) 損害補償

ア 損害賠償死亡一時金

- イ 損害賠償傷害一時金
- (2) 災害補償
 - ア 災害補償死亡一時金
 - イ 災害補償後遺障害一時金
 - ウ 入院療養補償
 - エ 通院療養補償
 - オ 休業補償

3 婦人消防隊員等福祉共済事業

婦人消防隊員・婦人防火クラブ員等が任務として防災活動に従事中又はそれ以外においても、死亡、後遺障害又は入院した場合に弔慰金又は見舞金を支払う共済事業です。

平成22年度も説明会等において、婦人消防隊、婦人防火クラブ員等の加入推進活動を行います。

なお、平成21年度において婦人消防隊員等福祉共済制度の新規加入に特に功績があった若干名を年金共済部で行う翌年度の海外視察研修に招待します。

共済金の種別は、次のとおりです。

- (1) 弔慰金・重度障害見舞金
- (2) 障害見舞金
- (3) 入院見舞金



子供の発明
×
KEIRIN

盲導犬
×
KEIRIN

再生水
×
KEIRIN

オリンピック
×
KEIRIN

RING!RING!プロジェクト、はじまる。

夢に向かってがんばる人たちの想いと、それを応援するケイリンの想い。
2つの想いが自転車の両輪となって、まっすぐ未来に進んでいけるように。
みんながやりたいことをかなえ、もっと笑顔の輪が広がっていくように。
ケイリンの補助事業は「RING!RING! プロジェクト」に生まれ変わります。

RING!RING!プロジェクト 競輪補助事業ホームページ
<http://ringring.keirin.go.jp/>

日本自転車振興会 千102-0011 東京都千代田区六番町4-6
機械工業振興部 / 03-3512-1273 公益事業部 / 03-3512-1276

都道府県消防操法大会及び消防育英会事業は競輪補助事業として実施しています

モデル少年消防クラブの選定及び 関連事業について

少年消防クラブ活性化推進会議

I モデル少年消防クラブの選定について

将来の地域防災を担う人材の育成にもつながる少年消防クラブ活動の一層の活性化を図るため、総務省消防庁、文部科学省及び関係団体が参加し、少年消防クラブ活性化推進会議（委員長 秋本敏文（(財)日本消防協会・(財)日本防火協会理事長））を平成22年1月に設置したところですが、同会議では、実践的な活動を取り入れるなど積極的に取り組もうとするモデル少年消防クラブの募集を行ない、このたび全国各地から応募のあった下記の55少年消防クラブを「モデル少年消防クラブ」として選定いたしました。

選定された「モデル少年消防クラブ」においては、実技学習など実践的な内容の取組みを行うこととしており、こうした取組みに対して活動服や資機材等の支援を行うとともに、ニュースレターを発行して具体的な活動事例をモデルとして広く全国の少年消防クラブ関係者に紹介することとしています。

少年消防クラブとは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成されている自主的な防災組織です。防火や防災についての知識等を身近な生活の中に見出すとともに、防火・防災講習会等への参加、火災予防ポスターの作成、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などに取り組んでいます。平成21年5月1日現在、全国の5,095クラブで約43万人がクラブ員として活動しており、14,528人が指導にあたっています。

選定されたモデル少年消防クラブ（55団体）

No.	都道府県名（市（区）町村）	クラブ名
1	北海道（札幌市）	富丘少年消防クラブ
2	北海道（札幌市）	東月寒少年消防クラブ
3	北海道（札幌市）	川沿少年消防クラブ
4	北海道（札幌市）	伏古本町ひまわり少年消防クラブ
5	北海道（千歳市）	真々地少年消防クラブ
6	北海道（小平町）	小平少年消防クラブ
7	青森県（五戸町）	五戸高校少年消防クラブ
8	岩手県（葛巻町）	小屋瀬少年消防クラブ

No.	都道府県名（市（区）町村）	クラブ名
9	宮城県（気仙沼市）	階上中少年消防クラブ
10	秋田県（能代市）	能代市少年消防団
11	福島県（田村市）	田村市立大越中学校消防クラブ
12	東京都（港区）	芝消防少年団
13	東京都（大田区）	矢口消防少年団
14	東京都（世田谷区）	成城消防少年団
15	東京都（豊島区）	豊島消防少年団
16	東京都（台東区）	日本堤消防少年団
17	東京都（府中市）	府中消防少年団
18	東京都（昭島市）	昭島消防少年団
19	東京都（東大和市）	北多摩西部消防少年団
20	東京都（八王子市）	八王子消防少年団
21	東京都（青梅市）	青梅消防少年団
22	東京都（町田市）	町田消防少年団
23	東京都（日野市）	日野消防少年団
24	東京都（多摩市）	多摩消防少年団
25	東京都（あきる野市）	秋川消防少年団
26	東京都（葛飾区）	本田消防少年団
27	東京都（新宿区）	牛込消防少年団
28	群馬県（吾妻郡中之条町）	中之条町少年消防クラブ
29	富山県（富山市）	富山市立城山中学校少年消防クラブ
30	静岡県（静岡市）	三番町地区自治会連合会少年少女消防クラブ
31	岐阜県（加茂郡坂祝町）	坂祝中学校少年消防クラブ
32	兵庫県（神戸市）	東川崎防災ジュニアチーム
33	兵庫県（神戸市）	ひよどり台防災ジュニアチーム
34	兵庫県（たつの市）	たつの少年消防クラブ
35	広島県（安芸郡府中町）	府中町少年少女消防クラブ
36	広島県（三次市）	6区少年少女消防クラブ
37	徳島県（美馬郡つるぎ町）	半田中学校少年消防クラブ
38	徳島県（阿南市）	伊島少年消防隊
39	徳島県（鳴門市）	うずしお少年少女消防クラブ
40	愛媛県（久万高原町）	久万高原町立 久万中学校少年消防クラブ
41	愛媛県（久万高原町）	久万高原町立 美川中学校少年消防クラブ
42	愛媛県（久万高原町）	久万高原町立 柳谷中学校少年消防クラブ
43	高知県（宿毛市）	片島少年消防隊
44	高知県（梶原町）	越知面少年消防クラブ
45	高知県（幡多郡黒潮町）	上川口少年消防クラブ
46	長崎県（壱岐市）	山崎少年消防クラブ
47	福岡県（八女市）	八女市上陽少年消防クラブ
48	福岡県（新宮町）	相島少年消防クラブ
49	福岡県（大野城市）	おおのじょう少年消防クラブ

No.	都道府県名（市（区）町村）	クラブ名
50	福岡県（北九州市）	第東中14区少年消防クラブ
51	福岡県（北九州市）	下曾根少年消防クラブ
52	大分県（東国東郡）	姫島中学校少年消防隊
53	熊本県（阿蘇郡高森町）	高森中学校少年消防隊
54	鹿児島県（伊佐市）	伊佐市大口上中目丸少年消防クラブ
55	鹿児島県（湧水町）	湧水町吉松少年消防クラブ

II 関連事業について

少年消防クラブ活性化推進会議に参加している日本消防協会、日本防火協会により次のような取組を行っています。

（1）活動服の交付

モデル少年消防クラブに対して活動服を交付（平成22年7月中を目途）

（2）資機材等の購入助成

モデル少年消防クラブの活動に必要な資機材等の購入助成を「平成22年度安全で災害に強い地域づくり推進事業」に基づき実施（平成22年上期を目途）

（3）指導員研修会の開催

モデル少年消防クラブの指導者を対象とする指導者研修会を東京都内で開催（平成22年6月19日（土）～20日（日））

（4）少年消防クラブ実技指導マニュアルDVDの交付

実技指導時の留意点や指導要領を収録した、少年消防クラブ実技指導マニュアルDVDを交付（平成22年5月、全国の消防本部（局）に交付済）

（5）ドイツ青少年消防組織の活動紹介DVDの交付

先進的な取組が行われているドイツ青少年消防組織の活動状況等を収録したDVDを制作し、交付（平成22年6月中を予定）

（6）少年消防クラブニュースレターの発行

少年消防クラブ活動の充実と情報発信を図るため「少年消防クラブニュースレター」を創刊（年4回（5月、8月、11月、2月）発行予定）

小規模施設に対応した 防火対策に関する検討会報告書の概要

総務省消防庁 予防課

1 背景

平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災をはじめ、多数の人的被害を伴う小規模施設における火災の発生等を踏まえ、平成20年6月から小規模施設に対応した防火対策に関する検討会を開催してきました。

平成20年度は、神奈川県綾瀬市における障がい者ケアホーム火災等の個別事例を踏まえた防火安全対策のあり方や、共同住宅の一部をグループホーム等として用いる複合型居住施設について主に検討を行い、中間報告を取りまとめました。平成21年度は、①平成21年3月に発生した群馬県渋川市の老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策、②児童福祉法改正に伴う新たな形態の小規模児童施設等における防火安全対策について主に検討を行い、報告書を取りまとめました。ここでは、平成21年度の報告書の概要について、以下のとおり紹介します。

(消防庁のホームページ<http://www.fdma.go.jp/>)

2 報告書の概要について

(1) 群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた対応

平成21年3月の群馬県渋川市老人ホーム火災の原因調査や、全国の消防機関を通じて実施した未届有料老人ホーム等の緊急調査結果等を踏まえ、主に以下のような提言が取りまとめられました。

① 火災の早期覚知・伝達手段の確保

自動火災報知設備の設置が義務とならない(延べ面積300㎡未満)就寝を伴う小規模な福祉施設や宿泊施設等にも火災の早期覚知・伝達手段を確保することが必要。

→経済危機対策における総務省施策として、平成21年度補正予算により、連動型住宅用火災警報器を国が一括で調達のうえ各地方公共団体に配備

② 自力避難困難な入所者の避難支援

自力避難困難な者が多数入所している施設において、職員等による避難誘導・介助体制の強化を図るため、訓練等を通じて自主防火の取組を支援促進することが必要。

→「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」が全国消防長会により策定され、各消防機関に周知

③ 出火及び延焼拡大の防止

火気管理、可燃物管理、防災品の使用のほか、火災危険性の増大要因となる無届での違法増築等がないよう、建築部局との連携を引き続き強化していくことが重要。

④ 関係機関・団体の連携による支援・指導等

関係行政機関、事業者団体、地域住民等が連携し、各事業所の自主的取組の促進や、財政支援措置の活用等を推進していくことが重要。

(2) 小規模児童施設等

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)の施行に伴う新たな形態の小規模な児童施設(小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、家庭的保育事業(保育ママ)等の住居利用型の施設等)や、昨年度から継続検討を行っている小規模多機能型居宅介護事業所について、制度上の位置付けや実情等を踏まえ、防火安全上の観点から消防法上の取扱いや、防火対策の徹底方策が整理されました。

3 おわりに

本検討会での活動を通じ、各種施策や調査、広報啓発等の場面でも、関係者間において連携が図られるようになってきております。今後とも継続的に有機的な取組が推進されることにより、小規模施設における更なる安全性の向上が期待されるところです。



「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」の様子

平成21年（1月～12月）における火災の概要（概数）

総務省消防庁 防災情報室

1 総出火件数は5万1,124件、前年同期比1,270件の減少

平成21年（1月～12月）における総出火件数は5万1,124件であり、前年同期と比較しますと、1,270件（2.4%）の減少となっています。

この期間の出火件数は、おおよそ1日あたり140件、10分に1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別ごとにみますと次表のとおりです。

2 火災による死者は92人の減少、負傷者は383人の減少

火災による死者は1,877人で、前年同期と比較しますと92人（4.7%）の減少となっています。

また、火災による負傷者は7,615人であり、前年同期と比較しますと383人（4.8%）の減少となっています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）は1,025人で、98人の減少

建物火災における死者1,352人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は1,202人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと1,025人で、前年同期と比較しますと、98人（8.7%）の減少となっています。

また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は88.9%で、出火件数の割合57.6%と比較して非常に高いものとなっています。

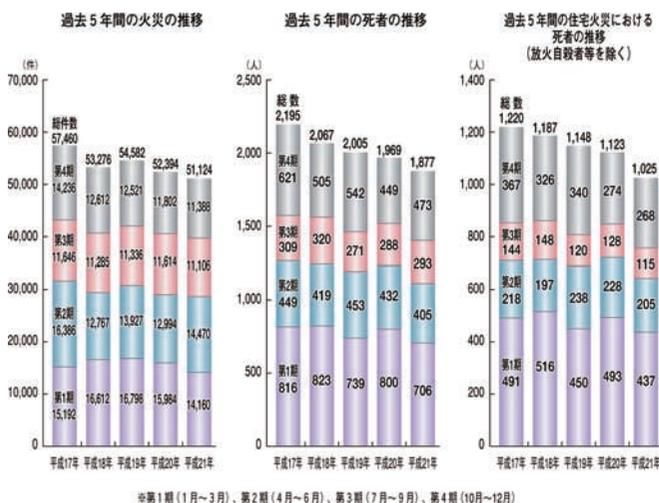
4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）の約6割が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）1,025人のうち、628人（61.3%）が65歳以上の高齢者であり、前年同期と比較しますと、82人（11.5%）の減少となっています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ606人（61人（9.1%）の減）、着衣着火55人（5人（8.3%）の減）、出火後再進入24人（1人（4.0%）の減）、その他340人（31人（8.4%）の減）となっています。

平成21年（1月～12月）における火災種別ごとの出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	28,350	55.5%	△1,703	△5.7%
車両火災	5,325	10.4%	△33	△0.6%
林野火災	2,082	4.1%	191	10.1%
船舶火災	109	0.2%	8	7.9%
航空機火災	4	0.0%	1	33.3%
その他火災	15,254	29.8%	266	1.8%
総出火件数	51,124	100%	△1,270	△2.4%



5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災5万1,124件を出火原因別に見ますと、「放火」6,534件（12.8%）、「こんろ」5,128件（10.0%）、「たばこ」4,987件（9.8%）、「放火の疑い」4,617件（9.0%）、「たき火」3,023件（5.9%）の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせますと、1万1,151件

(21.8%) となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月には、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける旨の消防法の改正が行われました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日からそれぞれ義務化が適用開始となります。既存住宅について既に義務化されている地域もありますが、平成23年6月までには全国で義務化されることになります。しかし、住宅火災による死者数を低減させるためには、住宅用火災警報器等の設置・維持義務が適用開始されることを待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

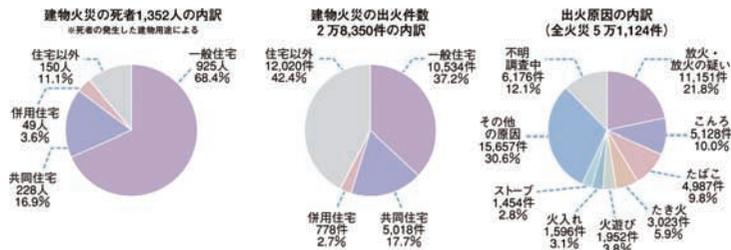
また、平成20年12月には「住宅用火災警報器設置推進会議」を開催し、同会議において、あらゆる主体が総力を結集して、住宅用火災警報器の設置推進を国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」及び「住宅火災死者の半減を目指して緊急アピール」が決定され、今後は、基本方針に基づいた早期普及に係る取組を強力に推進することとしています。

これらのほか、平成20年度は、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火対策推進シンポジウムを全国11か所で開催したほか、政府広報によるテレビでの広報活動、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行うなど、住宅用火災警報器等の早期設置促進活動を行いました。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は1万1,151件で総出火件数の21.8%を占めています。

消防庁では、ソフト対策として、春・秋の全国火災予防運動において、放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」



を目指した取組が進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の開発・普及を促進するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、現在、全国5地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は2,082件で、前年同期と比較しますと191件(10.1%)の増加となり、延べ焼損面積は1,063haで、前年同期と比較しますと224ha(26.6%)の増加となっています。

本年に全国各地で大規模な林野火災が続発したことから、「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について(平成21年4月15日付消防特第69号、消防応第138号)」を發出し、入山者や林業関係者等に対する火気の使用に関する積極的な注意喚起及び警戒強化、ヘリコプターによる空中消火の積極的な活用について通知しました。

また、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、平成22年は「消さないで小さな命の帰る場所」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

平成21年1月～12月中の製品火災に関する調査結果

総務省消防庁 消防技術政策室

1 製品火災対策の推進について

昨今の火災の出火原因は極めて多様化していますが、その中で自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災が発生しています。これら製品の火災の発生を防止するためには、消防機関の行う火災原因調査により、火災の原因を究明し、発生原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。

また、消費者安全の確保の観点から、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められており、平成20年6月には消費者行政推進基本計画が閣議決定され、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品火災対策を含む消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

このような社会的情勢等を踏まえ、消防庁では、製品火災に係る情報の収集及び公表を行うとともに、当該情報を関係機関と共有す

るなど、製品火災対策の取組を強化しているところです。また、従来の製品火災情報の収集体制を見直し、平成21年の製品火災からは四半期ごとに製品火災情報の公表を行うこととするなど、製品火災対策に係る取組の迅速化及び効率化を図っているところです。

2 平成21年1月～12月中の製品火災に関する調査結果について

平成21年1月～12月中に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器を発火源とする火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」であるとして、消防機関より報告があったものの製品情報を集計したところ、「製品の不具合により発生したと判断される火災」が136件、「原因を特定できない火災」が691件、製品火災の件数（全体）は827件となり、前年（平成20年中）と比較して122件減少しています（図1参照）。

また、製品の不具合により発生したと判断

図1 平成21年中・平成20年中の製品火災に関する調査結果の比較

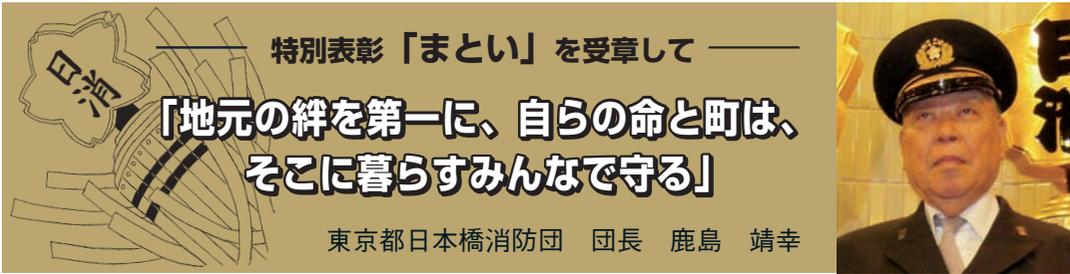
製品火災の件数（全体）は、827件となり、前年と比較して122件の減少（製品の種別（自動車等、電気用品、燃焼機器）を問わず、火災件数は減少）。

【平成20年1月～12月】

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
合計	434	389	126	949
①製品の不具合により発生したと判断される火災	26	104	39	169
②原因を特定できない火災	408	285	87	780

【平成21年1月～12月】

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
合計	387	349	91	827
①製品の不具合により発生したと判断される火災	20	95	21	136
②原因を特定できない火災	367	254	70	691



はじめに

平成21年2月10日、私が消防団長を務める日本橋消防団が、財団法人日本消防協会から消防団として最高荣誉である特別表彰「まとい」を受章いたしました。

この荣誉ある賞を全国の消防団の中から受賞できましたことは、我々消防団はもとより、当庁消防関係者にとりましてこの上ない喜びであり、誇りとするところであります。

この度の栄えある受章もひとえに、東京都、東京都消防協会、並びに消防関係者各位のご理解とご支援の賜物であると感謝しております。また、これまでに消防庁長官賞1回、東京都消防協会賞5回、東京都知事賞4回、消防総監賞17回の表彰実績に加えて、第21回東京都ポンプ操法大会での優勝など、昭和22年11月の団発足以来、大きな功績を築き上げた諸先輩方、また功績達成に精励した消防団員を支えてこられたご家族のご理解、ご協力に心よりお礼を申し上げます。



日本橋の紹介

日本橋消防団の受持区域は中央区の北部に位置し、その面積は3.2平方キロメートル、居住人口は33,464人ですが、昼間の人口は、外部から通勤者等の流入により居住人口の約6倍から7倍に膨れ上がり、活気にあふれています。

地形は、大部分が江戸時代以降に埋立により出来たものであるため、起伏がほとんどな



い平坦な土地であります。

町並みはというと、江戸商業の発祥の地として商店街を形成した地域であり、国から重要文化財の指定を受けた建物が4棟もあり、今でも大切に守られ残されています。三越本店や高島屋等老舗百貨店をはじめとしたわが国の産業を代表する各方面の企業が軒を連ねる一方で、東京証券取引所を中心として証券会社が集集中し、日本のウォール街といわれ、わが国の産業のパロメーターとなっています。

近年は、区指導で機能更新型高度利用地区及び町並み誘導型地区計画を導入した高層マンションの建設が促進され、定住人口の確保、商業施設の誘致等、東京の顔としての街づくりも進められています。

日本橋消防団について

日本橋消防団の起源は、1718年江戸南町奉行、大岡越前守忠相によって設立された、江戸の町火消しに由来します。隅田側を境に西に「いろは48組」、東に「南北中16組」の町火消しが編成され、64本の「まとい」が江戸の町に置かれました。明治31年に東京市内に消火栓の設置が始まり、大正時代に消防ポンプ車が採用され、火を消すことに関しては、消防署へ主導権が移り、それまでの「江戸火消し」は昭和7年に「消防組」と「防護団」



の2つの顔を持つことになりました。

更に昭和14年に「消防組」という呼び名を廃止し、新たに「警防団」に統一されましたが、昭和22年に消防団令が公布され現在の「消防団」が誕生しました。

この伝統ある町火消しに由来する日本橋消防団は、現在団員数162名、7分団で編成され、消防資器材は、可搬ポンプ7台、可搬ポンプ積載車2台で活動しています。

活動としては、災害時の消防活動、年末や日京祭りに代表される各種の警戒はもとより、各分団ごとの熱のこもったポンプ操法の訓練など、広きにわたり活動しています。また、今年も昨年に引き続き、東京国際マラソンに6名の団員が「消防団員募集」と「住宅用火災警報器」設置促進を呼び掛ける、たすきとのはり旗を持って力走し、参加選手全員が2年連続完走を果たしました。

このように、地域に根差した消防団を目指し、災害時の消防活動をはじめ、各種警戒及び事業所や学生に対する普通救命講習、祭りなど町会や自治会の様々なイベントに積極的に参加しています。

終りに

このようにして日本橋消防団は日々、地域住民、地元事業所とのコミュニケーションの強化に努めています。

近年では、異常気象が原因と思われる集中豪雨や突風による被害をはじめ、いつ起きてもおかしくはない、といわれている関東直下型大地震など、大災害が発生した場合に、被災者側に求められることは隣保共助体制の早期確立であり、「自らの命と町は、そこに暮らすみんなを守る」という思いが、なにより

も大切と思われます。

普段から近所付き合いが希薄な区域では、倒壊した建物の中にだれが何人取り残されているかなどの重要な情報を、救助隊へ提供することができず、救える命も救うことができなくなってしまう恐れがあります。

このような事態を防ぐために、普段から地域のコミュニケーションを積極的に深めていく努力を決して怠ることなく、我々日本橋消防団員は、地元との絆を第一に考え、地元の皆さんとの触れ合いを深めるように心がけて、活動を続けていくと共に、先陣である「江戸火消し」の誇りと決意を引き継ぎ、「自らの命と町は、そこに暮らすみんなを守る」を理念に掲げ、今後も団結し地元の安心と安全を高めるために、より一層の努力精進に努めてまいります。

結びに、この栄誉ある受章にあたりまして、特段のご高配を賜りました日本消防協会をはじめ、東京都消防協会、消防関係者各位の皆様を重ねてお礼を申し上げますと共に、皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念申し上げまして、特別表彰「まとい」の受章にあたりましての挨拶とさせていただきます。





～「海・山・空」 夢ひらくまち、安全なまち 三原をめざして～



三原市消防団 団長 保道 勝

1. 三原市の紹介

三原市は、広島県中央東部に位置し、東は尾道市、西は竹原市・東広島市、北は世羅郡世羅町、南は瀬戸内海をはさんで尾道市島しょ部・愛媛県今治市に隣接しています。平成17年3月に旧三原市、本郷町、大和町、久井町が合併し、新三原市が誕生しました。

現在、市の面積は471km²、人口102,497人を数え、中国・四国地方のほぼ中心にあり、当地方の各地域と連携する上で恵まれた地理的条件を有しています。

地形は、大峰山系によって区分される南部と北部とでは様相が異なっており、南部には、沼田川流域の平野に加えて、瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がり、北部には、世羅台地の一部をなす丘陵状の平地が広がっています。また、南部から北部にかけて変移する瀬戸内海と山地・丘陵が織りなす自然の多様性を有しています。

本地域は、瀬戸内海国立公園、佛通寺御調八幡宮県立自然公園や竹林寺用倉山県立自然公園、国指定の天然記念物の久井の岩海等の景勝地、白竜湖等の湖沼・河川や丘陵などがあります。



2. 三原市消防団の紹介

我が消防団は、平成17年3月22日の市町合併に伴い、三原市・本郷町・大和町・久井町の消防団がひとつになり、「新三原市消防団」として新たに発足しました。団員数は女性団員13名を含む1,338名(平成22年4月1日現在)、1本部、7方面隊、30分団で活動しています。

また、災害現場での消防活動を迅速かつ効果的に行うため、7つの方面隊に方面隊長・副方面隊長を設け指揮にあたり、三原市消防団全体を消防団長が統括しています。

装備は、消防広報車2台、消防ポンプ自動車8台、小型ポンプ積載車47台、軽小型ポンプ積載車2台、小型動力ポンプ(B-3・C-1)109台を配備しています。

3. 三原市消防団の年間行事

- 分団長会議 (5月・10月・2月)
- 本部会議 (5月・10月・2月)
- 訓練指導員研修 (6月・9月・12月)
- 普通救命講習の受講
- 方面隊訓練 (年2回)
- 4月 入団式(研修会)
- 6月 水防工法訓練(各方面隊)
- 7月 三原消防まつり(消防本部共催)
機械器具特別点検(各方面隊)
- 10月 ヘリコプター支援訓練(県防災ヘリ)
- 11月 秋季火災予防運動
防火広報パレード・住宅防火訪問
大規模消防訓練
(街区火災・大規模建物火災想定)
総合教育訓練・上級幹部訓練
- 12月 年末警戒

- 1月 出初式・放水競技 (30分団体対抗)
文化財防火訓練
- 3月 春季火災予防運動
防火広報パレード・住宅防火訪問
大規模消防訓練 (林野火災想定)



水防訓練 (改良積み土のう工法)



水防訓練 (シート張り工法)



ヘリコプター支援訓練

4. 女性消防団員の活動

三原市では平成19年4月1日に女性消防団の採用が始まりました。現在は、13名で活動をしています。採用時には全員に応急手当指導員の資格を取得させ、年間約100回の救命講習を消防職員とともに、事業所、学校、町内会、地域サークルなど幅広く活動し、受講者には高い評価を受けています。

また、火災予防運動中は住宅訪問、街頭予防広報等積極的に啓発活動に力を注いでいます。



普通救命講習

5. おわりに

消防団員は地域の「防災の要」として、あらゆる災害に対応するため、日常的に技術の向上と訓練を行っています。市民の信頼と地域住民の期待に応えるためにも、全団員が一致団結して『「海・山・空」夢ひらくまち、安全なまち三原』をめざして活動をしていきたいと思っています。



出初式放水競技



三原消防まつり



「災害に強い安心して生活できるまちづくり」を目指して



高萩市消防団 団長 細金 秀隆

1. 高萩市の紹介

茨城県北東部に位置し、東は太平洋に面し、西は多賀山地に連なり、その間を二つの川「花貫川」と「関根川」が流れ、美しい渓谷を作っております。

また、これらの海や山の自然景観は、県の自然公園に指定されております。

茨城県土の3.2%を占めている高萩市の総面積は193.65km²で、そのうち約85%が山林原野等で耕地面積は1,038haとなっています。

高萩市は、古くから歴史と伝統の由緒ある街で、古くは松原千軒、稲村千軒、赤浜千軒と、その繁栄の姿が史実に残っているとおり、古代繁昌の地であったことは、多くの出土品から窺い知ることができます。

また、茨城観光100選で第2位に入選した「花貫ダム」と「花貫渓谷」は全国では珍しい海に見えるダムと親しまれています。

ダムの上流では、春の新緑や秋の紅葉など四季折々の渓谷の姿に出会うことができます。渓谷沿いには、キ

ャンプ場があり、そこからつながる遊歩道の先には、吊り橋が架けられ、気軽に自然に親しむことができます。

2. 高萩市消防団の沿革

高萩市消防団は、昭和29年の町村合併により高萩市消防団として統合し、結成されました。発足当初は、3支団、21分団、団員数は731名でした。現在は、4方面隊21分団で構成し、定員350名に対し平成22年3月現在、団員数332名で組織されています。水900ℓ積載消防ポンプ自動車（CD-1型）6台、消防ポンプ自動車1台、小型可搬ポンプ積載車14台を配備しています。団本部は、団長、副団長4名の5名体制で





団全体の活動を指揮運営しています。また、今年度近日中に発足式をひかえます女性消防団員14名が新たに加わり、活動範囲が広がる心機一転した高萩市消防団が誕生いたします。

また、平成22年2月10日、日本消防会館ニッショーホールで行われました第62回日本消防協会定例表彰式において、優良消防団表彰「表彰旗」を受章いたしました。

3. 高萩市消防団の活動

消防団の活動は、年間4回、毎年4月の幹部会議において年間計画を決定し、この計画に基づいて実施しています。年間の主な行事としては、幹部会議、毎月実施の機械器具点検、放水試験、ポンプ操法訓練、市防災訓練への参加、春秋の火災予防運動に伴う防火パレード、年末・年始特別警戒等を行います。

また、1月には従来消防関係者のみで挙行していました消防出初式を、平成22年より市民参加型の式典に変更し、市内の保育園や小・中学校による鼓笛隊やソーラン、ブラスバンド演奏などのアトラクション等を多数盛り込み、多くの市民に足を運んで

頂き、盛大に挙行できました。

4. おわりに

【高萩市消防団のめざすべき将来像として】

市民が安全で安心して暮らすことのできる「市」の実現に向け、常備消防と連携を持ち市民生活の安全確保のために「災害に強い安心して生活できるまちづくり」を推進して

いかなければなりません。

消防団は、火災予防・消火・救助等幅広い消防防災活動にあたるとともに、災害発生時には、第一線で活動する重要な任務を行う機関であります。

災害による被害を最小限に抑えることができ、いざ災害が発生したときに他の防災機関との連携体制の確立が必要であることから、地域とのコミュニケーションを図り、より災害対応力のある市民から期待される消防団づくりのために、災害活動・救命処置等を広く、知識・技能を習得し、地域防災リーダーとしての消防団員の資質向上を図り、災害対応力のある消防団組織体制を確立するとともに、消防団と事業所等及び市民が連携できる活動環境の創造に努めてまいります。





「地域に密着した 消防団を目指して」



筑西市消防団 団長 齊藤 喜雄

1. 筑西市の紹介

筑西市は、下館市・関城町・明野町・協和町の1市3町が合併し、平成17年3月28日に誕生しました。茨城県の西部、日本百名山の一つ「筑波山」の西側に位置する人口約10万8千人、面積205.35km²の自然の恵み豊かな中核拠点都市です。

また、本市は、日本一の大神輿と30数基の子供神輿が渡御する下館祇園まつり、小栗判官・安倍晴明の伝説の地、真岡線SL列車の始発駅、市街地を流れる勤行川の鮭の産卵などで知られています。

本市は「人と自然、安心して暮らせる共生文化都市」を新市の将来像に置き、県域を越えた北関東連携軸の新たな拠点として、産業や観光、レクリエーション、文化をリードする魅力ある都市圏の形成を目指しているところです。

2. 消防団の概要

平成17年3月28日の合併と同時に筑西市消防団として、43分団 定員876人で新たに誕生いたしました。団本部の構成については、団長、副団長7人、本部員20人となっています。また、各分団を統括するため、中隊制（中隊長は副団長）とし、災害現場や各種訓練におけるスムーズな活動が行える体制としています。平成20年8月には、



女性消防団員20人を採用し、女性分団（本部付）を結成しました。さらに、本年3月には、県内で初めての機動部隊を結成いたしました。装備については、指令車3台、消防ポンプ車43台、特殊工作車1台を配備し、有事の際の出動に備えています。

3. 筑西市消防団の活動

筑西市消防団は、1月の消防出初式から始まり、4月の辞令交付式、6月の水防訓練、夏季訓練、操法訓練、防災訓練、春・秋季火災予防運動など、火災対応、火災予防、風水害、地震対応など幅広い活動を実施しています。

◎水防訓練

毎年、出水期を前に関係機関（県・消防署）とともに、大雨による河川の増水による万一の場合を想定し、消防団員約500名が参加し、各種水防工法（積土嚢・シート



張り・木流し・折り返し・月の輪)を実施し、有事の際に備えています。

◎防災訓練

大規模地震を想定し、各小学校を対象に、毎年3・4校ずつ実施しております。児童、自治会、教職員、PTA、消防署員、消防団員とともに、通報訓練、避難・誘導訓練、各種体験訓練(煙体験・放水体験)初期消火訓練(消火器・屋内消火栓・模擬建物火災消火)非常食試食会、消防署員及び茨城県防災航空隊による救助救出訓練等を実施し、防災意識の高揚及び災害時の対応力の向上を図っております。

◎女性分団

平成20年8月に、団員20人で発足、団本部直轄の分団として、火災予防運動期間中の市内一円の広報活動、防災訓練や水防訓練の後方支援、高齢者宅防火診断、応急手

当普及員の資格を全員が取得し、普通救命講習の指導など、啓蒙、啓発活動などを行っております。

◎機動部隊

団本部直轄として、平成22年3月に団員25人で発足いたしました。この機動部隊は、予測困難な自然災害に備えて、県内で初めて結成した部隊であります。車両は、消防庁から資機材搭載型車両を無償貸与されました。団員は、建設機械(重機)等の運転資格を取得している消防団員で構成し、通常の消防団活動に加えて、火災等での障害物の除去活動や、地震等で生じた倒壊家屋等の障害物の除去活動及び救助救出活動、更には、大雨で洪水等が発生した場合や、その恐れがある場合に特殊車両や建設機械(重機)を活用し、被害の防御及び応急復旧活動など特殊な任務に当たります。

4. 終わりに

近年の複雑多様化する災害に対応するには、団員の士気の高揚と、より高度な消防技術を習得することが必要であるため、計画的に各種の訓練を実施して、技能の熟達と士気旺盛な団員の養成に努め、市民の生命・財産を災害から守るため、努力を重ねてまいります。



消防団活動の更なる 充実を目指して



西都市消防団 団長 弓削 正輝

1. 西都市の紹介

西都市は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、東西に、約20km、南北に約36km、周囲の境界は126kmに及び、総面積は、438.56km²という広さです。

本市は、昭和33年の合併により市制を施行し、同37年の2度目の合併で今の形をなしました。

現在の人口は、約33,000人、第一次産業が主たる純農村地帯です。ピーマンの出荷量は日本一を誇り、その他にも、ハウスマンゴー、ハウスみかん、早期水稻の栽培が盛んです。

特に、西都市は、完熟マンゴー「太陽のたまご」の発祥の地です。

2. 消防団の概要

現在の団員数は、定数800名に対して774名。体制は、団本部と分団からなり、団本部に、正副団長、団本部員及び女性部を置いています。分団には、分団本部及び部を置き、7個分団、51個部で組織されています。

また、指導員制度を導入し、団本部に7人、各分団に1人ずつ、計18名の指導員が訓練礼式や、機械器具取り扱い、ポンプ操法の指導に対応しています。

さらに、団員の士気を鼓舞するためにラッパ隊も組織されています。





3. 消防団の活動

消防団の活動は、4月1日の辞令交付式及び新任部長訓練に始まります。その後、年4回の分団長会議と合同部長会議、指導員会議、女性消防団員会議において年間の活動計画を協議しています。

主な事業は、分団毎の防災訓練（隔年）、消防操法大会（隔年）、移動消防学校形式の訓練礼式とポンプ操作の学習、春と秋の全国火災予防運動時の防火パレード、年末年始の火災警戒広報活動、分団毎の夏季訓練、福祉事務所と合同による女性消防団員の独居老人宅訪問、市主催による総合防災訓練（隔年）参加など多岐にわたります。

平成17年に台風14号により西都市は、甚大な被害を受けました。死者1名を出し、市内を流れる一ツ瀬川の氾濫による堤防決壊により、床下、床上浸水は市内広範囲に及びました。市が県より水門操作の委託を受けておりますので関係する分団、部の団員は、特に疲労困憊いたしました。ここ数年は、本県には、台風の襲来はありませんが、普段の備えが大切と年計画で、消防本

部職員が講師となり応急手当の「普通救命講習」を全団員が受講中です。

4. 消防団の現状

西都市消防団も、団員の高齢化や職業の多様化によりサラリーマン団員が増加しています。そのほか、分団によっては「部」の統廃合という現実も発生しています。これらの事から、今後、団員の確保もますます困難になってくると思っています。そのため、消防団活動への理解を広く深めるために、将来、私たちの後継者となる地元中学生を巻き込んだ「少年消防団（仮称）」構想など、新たな取り組みを模索しています。そのための先進地視察も終えたところです。

5. おわりに

これからも、地域に密着した消防団活動を展開し、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」を合言葉に、「地域住民の安心と安全を守る」西都市消防団の更なる充実を図っていこうと思っています。



シンフォニー（高知県）

「地域から親しまれ、信頼される 消防団活動を目指して」

土佐清水市消防団 女性部部长
橋本 園子

土佐清水市は四国の最南端に位置し、「足摺宇和海国立公園」の中にすっぽりと入ります。暖流黒潮が日本で最初に接岸する、足摺岬。自然が育んだ芸術的な奇岩が連なる、竜串・見残し海岸。南国の太陽と青い空、恵み豊かな海に面した、人口1万7千人の小さな市です。

平成13年7月6日、未明に起きた高知県西南豪雨災害では市内西部にある河川が増水。沢抜けにより河川まで流された樹木が、下流域にある橋脚に引っかかり堰のような状態となったことにより堤防の決壊や水が氾濫して、地形を変えるほどの濁流が一気に家屋の一階天井まで襲う大災害が起きたのです。

しかし、そんな大災害にあっても、一名の犠牲者も出さなかったことは、地域の連帯と地元消防団の機敏な活動のおかげではなかったのではないのでしょうか。…私たちにとっても、忘れられない災害となりました。

さらに大変だったのは雨があがり水も引いてからの後片付けです。多くのボランティアと一緒に参加して、避難所での炊き出しや泥だらけとなった家具などの搬出、家の床上まで積もりこびり付いた土砂との格闘、一日でヘトヘトの状態となったことを思い出します。

そんな中で、消防署員や消防団員の方が、何日間も献身的に復旧活動に従事されている姿に感動したことでした。

そんな記憶が薄れない平成16年4月、土佐清水市消防団が女性団員を募集していると聞いた時、以前からボランティア活動などをしてきた5人の仲間と入団することになりました。

災害現場には出動しませんが、入団時には、敬礼動作や号令の掛け方、駆け足など、基本動作を消防職員の指導のもと訓練を受けました。その成果は、出初式や市総合防災訓練に参加した時に発揮され、「かしらー右」「整列ー休め」「気をつけ」などの号令に対して、きびきびとした行動をとることができました。

翌年には応急手当普及員の資格を修得するなど日常の生活にはない訓練を受けた緊張感により、消防団員としての使命感の芽



生えを覚えました。

その後、市内全域で女性団員が増え、平成21年4月1日、土佐清水市消防団本部「女性部」として発足しました。現在では30～50代の25名が活動していて、春と秋に行われる火災予防運動期間中は各地区に分かれて、男性団員と共に地区の隅ずみの道路まで入り警戒パトロールをします。

また、晩秋には、女性消防団員を先頭に地元の中学生ブラスバンド部と一緒に市街地を防火パレードします。

土佐清水市は高速道路も鉄道も通っていない、日本の市の中で東京からの移動時間が最も要する場所とされ、さらに高齢化率が非常に高い地域です。

そのため、火災の起こりやすい季節には、ひとり暮らしの高齢者宅を訪れ、「仏壇のろうそくやコンロの火の始末に気をつけて」と話しながら、火元の安全確認をお願いします。その時に、どの部屋のどこで寝ているかもお尋ねします。というのは、30年以内に60%程度の確率で発生すると言われている南海地震の被害から絶対に逃れられない地域なので、就寝時に地震が起こっても、寝ている場所が分かっていると助けることができるかと聞いたからです。

地域の事情に詳しい顔見知りの女性消防団員には、安心して教えてください。軒数も多いので時間もかかり大変なエネルギーを要しますが、市内全域の独自の震災マップ的なものの作成をこれからの活動の中心にしていかななくてはと考えています。

住宅火災の死者を減らす目的としてすべての住宅について「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられることになりました。地区ごと分かれて普及活動をしています。特に、高齢者の方は私たちが訪問すると安心して話を聞いてくださり設置してい

ただけます。また、取り付けも女性消防団員のご主人が快く協力し手伝ってくださる方もいます。

こうした設置促進活動が功を奏したのか、土佐清水市では平成21年度事業にて65歳以上のひとり暮らしの方に「住宅用火災警報器」を無料で設置することになりました。これからも、地域の自治会と協力し設置状況を見守りながら推進に努めていきたいです。

現在まで、消防団は地域防災機関の中核として大きな役割と貢献をしてきました。「地域を守るのは自分たち」という熱い思い、消防団員としての使命を胸に、そしてなにより家族の協力を得ながら活動することが、「女性消防団員」として認められ、地域の防災力を高めることと信じています。



6月6日～12日は「危険物安全週間」

総務省消防庁 危険物保安室

消防庁では、危険物の保安に対する意識の高揚・啓発を推進するため、毎年6月の第2週（平成22年度は6月6日（日）から6月12日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で危険物関係事業所に保安確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物の保安についての啓発活動を展開しています。

危険物安全週間期間中は、全国各地で「実施の重点（概要）」に示す各種取組が行われます。

平成22年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 根本美緒さん（気象予報士）

実施の重点（概要）

- (1) 危険物施設における保安体制の整備促進
 - ア 危険物施設の事故防止対策の推進と業種を超えた事故情報の共有化
 - イ 危険物施設の効果的な日常点検等による安全対策の推進
 - ウ 安全性確保を図るための保安教育の充実
 - エ 危険物事故防止アクションプランに沿った事故防止対策の徹底
- (2) 危険物に関する知識の啓発普及
 - ア 危険物安全週間の趣旨の徹底
 - イ 講演会、研修会等の開催
- (3) 危険物保安功労者の表彰
危険物保安功労者表彰、優良危険物関係事業所表彰等

平成22年度 「第9回危険物事故防止対策論文」 (応募数24編)

○消防庁長官賞（1編）

受賞者

北九州市消防局 八幡西消防署予防課

末永寿伸 白石克幸

論文名

V T A手法の活用とあいさつ、声かけ、対話

(敬称略)

災害時要援護者避難支援対策の推進

— 「災害時要援護者の避難対策事例集」の作成 —

総務省消防庁 防災課

これまでの取組について

平成16年に全国各地で発生した台風や大雨による災害では、災害時に自力では迅速な避難行動をとることが困難とされる高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援対策が課題として認識されました。

これを受けて、平成16年度から17年度にかけて、政府において避難勧告等の判断・伝達のあり方等が検討され、平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」としてまとめられました（平成18年3月改訂）。このガイドラインにおいては、市町村に対して、避難支援プランの全体的な考え方（全体計画）と要援護者一人ひとりに対する個別計画の作成を推奨しております。

また、政府は、災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討を進め、平成19年3月に災害時要援護者対策の進め方について、上記ガイドラインのポイントとこれを踏まえた先進的取組事例を示しております。さらに、政府は、平成20年4月に「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プラン」を策定し、高齢者や障がい者など災害時要援護者の避難支援対策として、平成21年度までを目途に、市町村において災害時要援護者の避難支援の取組方針（全体計画）などが策定されるよう促進しました。

平成21年度の取組について

災害時要援護者の避難対策につきましては、これまで度重なる検討が行われてきましたが、例えば、在宅ではなく高齢者福祉施設等に入居する方々の避難支援、福祉事業者を始めとした民間事業者と連携した避難支援、風水害時と地震時との避難支援に係る対応の違い等の課題が残っております。また、平成21年度前半に消防庁と内閣府が全国13か所で開催した市町村職員との意見交換会の場においても、現場での様々な課題について指摘

がありました。

こうした状況を踏まえ、内閣府と共同して、有識者、地方公共団体等の参加を得て開催した「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」（平成21年11月～22年3月）において、要援護者が避難所へ避難した後の生活支援、障がい者の避難支援について、検討を重ねました。

上記検討会においては、先進的な市町村における取組事例や実災害時における被災地での様々な関係者による具体的な取組事例を紹介することが今後の各市町村における要援護者の具体的な避難対策の進展に資するものとし、平成22年3月に、災害時要援護者の避難対策の課題と関係者に求められる具体的な行動に係る事例を示した「災害時要援護者の避難対策事例集」を取りまとめました。

本事例集では、災害時要援護者の避難対策の具体的な88の事例を掲載しているほか、現場での課題や、検討会で出された課題など代表的な20の課題に関して、参考事例を紹介しています。

今後、本事例集が、各地域における災害時要援護者の実践的な避難対策に幅広く活用されることを期待しております。

「災害時要援護者の避難対策事例集」は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載しています。



消防職団員のための各種共済事業等について 福祉共済事業・消防互助年金事業・火災共済事業

(財) 日本消防協会・(生協) 全日本消防人共済会

○福祉事業

昭和44年7月に発足しました消防団員福祉共済事業は、当初民間保険会社へ委託方式でスタートしましたが、昭和55年7月から財団法人日本消防協会による自家共済へと移行し、名実ともに消防団員の共済制度として多くの実績を上げてきました。

発足当初の消防団員の加入者数は、9,400人余で、加入率は0.8%にすぎませんでしたが、40年を経過した平成22年3月末日の加入者数は881,000人余で消防団員のほぼ全員が加入しており、この種の共済制度では他に例をみない極めて高い加入状況となっています。

また、給付内容については、自家共済となった昭和55年以降加入者への手厚い補償を第一に給付金の増額に努めてまいりましたが、近年の社会情勢の進展に鑑み、本共済制度についてもより一層の充実を図るため、平成7年度から福祉対策事業と併合すると共に給付額の引き上げを内容とする福祉共済制度の改正を行いました。さらに、平成14年度から内容の一層の充実を図り、給付内容の引き上げを行いました。

消防団員の方々が消防活動に際してのみならず、不慮の事故や病気による入院等、万一の場合に低額な掛金で高額な保証を実現できることから、この事業は相互扶助の観点から大きな役割を担っているといえます。

1 福祉共済の給付内容

加入者（消防職・団員等以下「団員等」という。）が被災した場合に福祉共済事業から給付される内容は、次のとおりであります。

(1) 遺族援護金

団員等が事故または疾病により死亡した場合には、遺族援護金として100万円が支給されます。

(2) 弔慰金、弔慰金救済金

災害現場等において、公務により死亡した場合には、弔慰金として2,000万円が支給されます。（状況に応じて、500万円～1,000万円が加算されます。）

(3) 生活援護金

団員等が事故または疾病により両眼を失明するなどの重度の障害の状態となった場合には、生活援護金として100万円が支給されます。

(4) 重度障害見舞金

災害現場において、公務により重度の障害状態になった場合には、その障害状態において障害見舞金が支給されます。

(5) 障害見舞金

団員等が事故または疾病を原因として障害の状態になった場合には、その障害の状態の程度に応じて6万円以上50万円以下の範囲において、障害見舞金が支給

されます。

(6) 入院見舞金

団員等が事故または疾病の如何を問わず、15日以上入院した場合に、入院期間120日を限度として、日額1,500円の入院見舞金が支給されます。

(7) 保育援護金

災害現場等において、公務により死亡し、又は重度障害の状態の場合であって、当該団員等に未就学の被扶養者がいる場合は、保育援護金として被扶養者一人につき25万円が支給されます。

2 加入資格者

(1) 加入資格者

福祉共済への加入資格者は、年齢80歳6ヶ月未満の消防団員等で効力発生の前日において健康であるもの。ただし、継続加入（更新）の場合は健康状態を問わないものとされております。

(2) 加入を希望する消防団又は消防本部ごとに加入者をとりまとめ、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、各都道府県協会へ提出することになっています。

3 共済掛金等

(1) 共済掛金

福祉共済の掛金は加入者一人あたり年額3,000円です。

(2) 共済期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年毎に更新することとしています。

なお、年度途中で新規加入も認められています。この場合は、その年度が終了する3月31日までの残りの期間を補償

することとなり、残期間に応じて、掛金も遡減する仕組みになっています。

(3) 掛金の払込

毎年契約更新月である4月1日の前月の15日、即ち、3月15日までに都道府県消防協会へ掛金を送付しなければならないことになっています。

なお、年度途中の加入者については、毎月15日までに所定の書類を添えて、都道府県消防協会へ送金すれば、翌月の1日から効力が発生することになります。

4 共済金の請求と支払い

共済金の支払事由が生じたときは、所定の消防団員福祉共済金支払請求書兼領収書を作成し、必要に応じ添付書類を添え、都道府県消防協会を経由して日本消防協会（福祉部）へ提出する。当協会では、提出された共済金支払請求書を審査決定し、都道府県消防協会及び市町村消防団事務担当課を経由して受取人に共済金が支払われることとなります。

なお、支払共済金が遺族援護金・弔慰金の場合、その受取人の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後にすることとなっており、また、受取人（兄弟姉妹等）が二人以上に及ぶ場合は、代表受取人に対する委任状が必要となります。

5 返戻金

団員のための自家共済であるという本制度の趣旨に鑑み、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の保障期間終了毎に収支計算を行い、収支差額が生じた

場合には、その差額の範囲内で掛金に応じた金額を返戻金として払い戻ししています。

6 福祉増進事業

- (1) 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- (2) 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- (3) 殉職会員の慰霊祭の事業
- (4) 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るため効果的と認められる事業

以上、消防団員福祉共済事業のあらましについて述べましたが、昭和44年の制度化以来、一貫して低廉な掛金で高額な保障を目指して事業運営を行ってきた結果、消防団並びに関係各位のご理解を得て、平成8年7月1日に、消防団員のほぼ全員の加入を見るに至り、この制度も完全に定着したといえます。

冒頭にも述べたように、真に消防団のための共済事業として、少しでも消防団員のお役に立つべく、今後とも、一層の努力をしていかなければならないと思っています。

併せて、消防団員の処遇改善の一助として、この制度に対する市町村ご当局を始め、関係各位のより一層のご支援ご協力をお願いする次第です。

○消防互助年金事業

人生80年時代、老後をいかに充実させるかは、誰しも大きな関心事であります。公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳

へ引き上げられようとしている現在、新たな問題として、定年後の65歳までと、65歳以上の生活設計を考えなければなりません。

消防互助年金制度は消防団職員等の老後の安定と福祉の向上のため創設された制度であります。利回りは類似の商品と比較しても最高水準（1.25%）となっておりますが、一人でも多くの方に参加していただき、この消防互助年金制度をさらに大きなものに発展させていきたいと考えております。消防団員一人一人の老後のゆとりと生活向上のために、一層のご協力をお願いいたします。

1 消防互助年金の特徴

- ①年金は支給開始時に10年確定年金（3%通増型・定額型・5年前厚型）と10年保証終身年金（3%通増型・定額型）の5種類から選択できます。また、年金に代えて一時金で受け取ることできます。
- ②中途脱退年金受給資格を取得した場合には、支給開始年齢に達する前でも、年金で受け取ることができます。
- ③途中で脱退した場合はそれまで積み立てられた一時金をお支払いします。また、途中で死亡された場合はそれまで積み立てられた一時金に1回分の掛金を加算した額をお支払いします。
- ④自由選択コースについては、積立期間中に一部払い出しができ、結婚・住宅・教育などに活用できます。
- ⑤払込保険料は、税制適格コースの場合は個人年金保険料控除、自由選択コースの場合は一般の生命保険料控除の対

象となります。

⑥年1回の決算に基づき、加入者の積立金を計算し、積立金残高をお知らせします。

⑦退団後も継続加入できます。

2 加入資格

本制度に加入できる方は、消防団員、消防職員、消防事務担当の方で、年齢満60歳未満の方が加入できます。(なお、税制適格コースは満55歳未満。)

3 新規加入申し込みと加入契約日

①新規加入申し込みはいつでもできます。

②加入日は1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日の年4回です。

4 掛金と加入口数

①掛金は半年払いで1口6,000円です。(制度運営費1%を含んでいます。)

②加入口数は最低5口、最高50口を限度とし、両方のコースに加入できます。

③掛金の払い込みは、満65歳に達する日の属する月分までとします。

④掛金の納付は口座振替とし、年2回、加入者の指定する口座から自動振替します。

5 増・減口と払込停止

加入口数の増口・減口も取り扱います。ただし、継続積立分が5口未満になる減口はできません。

また、減口の場合、減口部分の積立金の払い出しは行いません。

増口・減口の時期は年2回加入応当日と

なります。

自由選択コースは全口減口することができますが、税制適格コースはできません。

6 年金の支給開始年齢

①支給開始年齢は満65歳です。

②平成15年4月以前に加入いただいた方の年金支給開始年齢は満60歳及び満65歳の2種類です。

7 給付の種類

年金開始前の給付

遺族一時金：加入者が死亡したときに支払います。

脱退一時金：加入者が脱退した場合に支払います。

中途脱退年金：加入者が条件を満たして脱退した場合に支払います。

中途脱退に代える一時金：

中途脱退年金の受給資格者が一時金を希望された場合に支払います。

年金開始後の給付

10年保証終身年金：

10年間は、加入者の生死にかかわらず年金を支払い、保証期間終了後は、加入者が生存している限り年金を支払います。

(3%逦増型、定額型)

10年確定年金：

加入者の生死にかかわらず10年間に限り年金を支払います。(3%逦増型、定額型・5年前厚型)

一時金：年金開始日における積立金を

一括して支払います。また、年金を選択した場合でも、保証期間（いずれも10年）中は、いつでも希望により残りの保証期間分を一時金で支払います。

○ 婦人消防隊員等福祉共済事業

1 制度のあらまし（設立の経緯及び目的）

平成4年に当共済制度が設立されました。それまでは消防団員の方に対しての共済制度がありましたが、婦人消防隊員等に対しては何の補償制度もありませんでした。それでは安心して活動できないため新しい共済制度ができました。

2 対象となる活動等

①防災活動中とはクラブ員、消防隊員としての活動（クラブ・隊の規約に明記されている活動のことをいいます。全国女性消防操法大会やその訓練も防災活動中となります。）

②その防災活動中の事故により傷害を受けた場合、高額の共済金が受けとれます。

（死亡の場合最高で500万円）

③さらに、防災活動中ではなくても、普段の病気による死亡・入院の場合にも共済金が受け取れます。

3 婦人共済の5つの特典

①少ない掛金（年額800円）で保障範囲がワイドで中途加入も可能です。

加入できるのは4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回で、掛金800円、600円、400円、200円と加入月によって変わります。

例えば、10年掛けても8000円。一ヶ月だと66円、1日だと2円19銭と少ない金額で長い期間保障です。

②年齢の別なく掛金は、同一です。

③中途加入の場合でも、保障は全て満額。なお、保証期間は加入日から3月31日までとなります。

④手続きが簡単です。

加入方法は、個人又は隊、若しくはクラブ等ごとに、所定の申込書に加入者の氏名を連記し、掛金を添えて市町村（消防本部）担当者に加入申込みをするだけです。

⑤加入申し込み時に健康で76歳未満であれば、無審査にて加入できます。

他の保険等の中では医師の診断書が必要なものがありますが、当共済では不要です。

加入資格については年齢満76歳未満の婦人消防隊員及び婦人防火クラブ員等で、加入申し込み時に健康な人。なお、健康というのは、防災活動の遂行に支障がない状態をいいます。

4 共済金の給付の種類

①弔慰金又は重度障害見舞金

②障害見舞金

障害の程度（2～7級の6段階に分かれる。）により25～3万円が支給される。

③入院見舞金

防災活動中であれば10日以上120日ま

で、それ以外であれば20日以上120日まで。

それぞれ見舞金は1日あたり600円支給されます。

5 共済金の請求方法

①市町村（消防本部）等の担当者へ連絡をし、共済金請求書を貰うか、ホームページから様式をダウンロードして印刷し、医師に症状を記入してもらい、この時医師になるべく詳しく症状及び処置内容等を記入してもらうようにします。

それは、症状及び経過（処置内容）がハッキリ明記されていないと適正に審査をすることができないため、障害見舞金等を受け取れないなどの不都合が発生する事があるからです。

②請求書を市町村（消防本部）等の担当者へ提出し、その後担当者等において必要な事務処理後、各都道府県消防協会へ送付される。その後当会へ請求書が届きます。

③審査終了後、共済金は各都道府県協会を通じて市町村（消防本部）等から本人口座へ送金されます。

防火防災訓練災害補償等共済制度

1 防火防災訓練の必要性

火災、地震等による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進するとともに、地域住民の一人ひとりが、防災活動に対して積極的に参加、協力して地域ぐるみで防災対策に当たることが大

切です。

特に、大規模な災害が発生した場合には、消防機関等による災害活動と相まって、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自ら初期消火、救出、救護、避難等の活動を行わなければなりません。

このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに、日ごろから防災知識の普及活動や、災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要です。

2 てん補対象となる訓練

加入市町村等が、防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者に対し責任を持って補償する訓練が当共済制度のてん補対象となります。

てん補対象となる訓練は以下のものになります。

(1) 市町村等及び消防機関が主催した防火防災訓練で、住民を対象としたもの。

(2) 地域内の自主防災組織（婦人防火クラブ・幼少年消防クラブ等も含む。）主催の防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。

(3) 地域内の町内会や女性協議会、青年団等が主催する防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。

※ 国民保護法で定める訓練についても、上記に該当する場合はてん補の対象となります。

3 てん補の種類

てん補には大きく「損害賠償」と「災害補償」があります。

(1) 損害賠償に対するてん補

市町村等に法律上の賠償責任がある事故に対して、「損害賠償死亡一時金」又は「損害賠償傷害一時金」をてん補します。

I 損害賠償死亡一時金

補償等対象者が事故によって死亡した場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額(当核事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額)を1人当たり「5,000万円」を限度としててん補します。

II 損害賠償傷害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより約款別表第1に定める障害が生じた場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額(当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額)を1人当たり障害の程度により、次表の金額を限度としててん補します。

等級	てん補金額	等級	てん補金額
1	5,000万円を限度	5	1,500万円を限度
2	4,000万円を限度	6	1,000万円を限度
3	3,000万円を限度	7	500万円を限度
4	2,000万円を限度		

(2) 災害補償

市町村等又は防災訓練主催者側に法律上の賠償責任は発生しないが、市町村等がその訓練において発生した事故による被害者に対し責任をもって補償をする場合にてん補します。

I 災害補償死亡一時金

補償対象者が事故によって傷害を受け、それにより事故の日から180日以内に死亡し、市町村等が補償を行う場合には、1人当たり「700万円」を限度としててん補します。

II 災害補償後遺障害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより治癒後180日以内でかつ、事故後1年6カ月以内において、約款別表第2に定める程度の後遺障害が生じ市町村等が補償を行うときは、その後遺障害の等級に応じ次表の金額を限度としててん補します。

等級	てん補金額	等級	てん補金額
1	700万円を限度	5	200万円を限度
2	550万円を限度	6	130万円を限度
3	400万円を限度	7	70万円を限度
4	300万円を限度		

III 入院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため病院等に入院し、市町村等が補償を行う場合は、3,500円に入院日数(その日数が90日を越えるときは90日)を乗じて得た金額をてん補します。

Ⅳ 通院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院し市町村等が補償を行う場合は、事故発生の日から起算して90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額をてん補します。

なお、入院療養補償と通院療養補償の両方についててん補する必要がある場合は、入院療養補償の最高限度額をもって限度とします。

Ⅴ 休業補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより就業できず、市町村等が補償を行うときは、3,000円に休業日数を乗じて得た金額を、90日を限度としててん補します。

(2) 掛金の算出

ア 損害賠償と災害補償の両方契約の場合

$1 \text{円} \times \text{最新の国勢調査人口} = \text{掛金 (千円未満切り捨て)}$

イ 災害補償のみの場合

$0.8 \text{円} \times \text{最新の国勢調査人口} = \text{掛金 (千円未満切り捨て)}$

ウ 人口5,000人未満の場合は、上記にかかわらず5,000円（イの場合は4,000円）です。

エ 年度途中加入の場合

$\text{年間掛金} \times \text{残月数} \div 12 \text{カ月} = \text{掛金 (百円未満切り捨て)}$

4 事故発生時の事務処理について

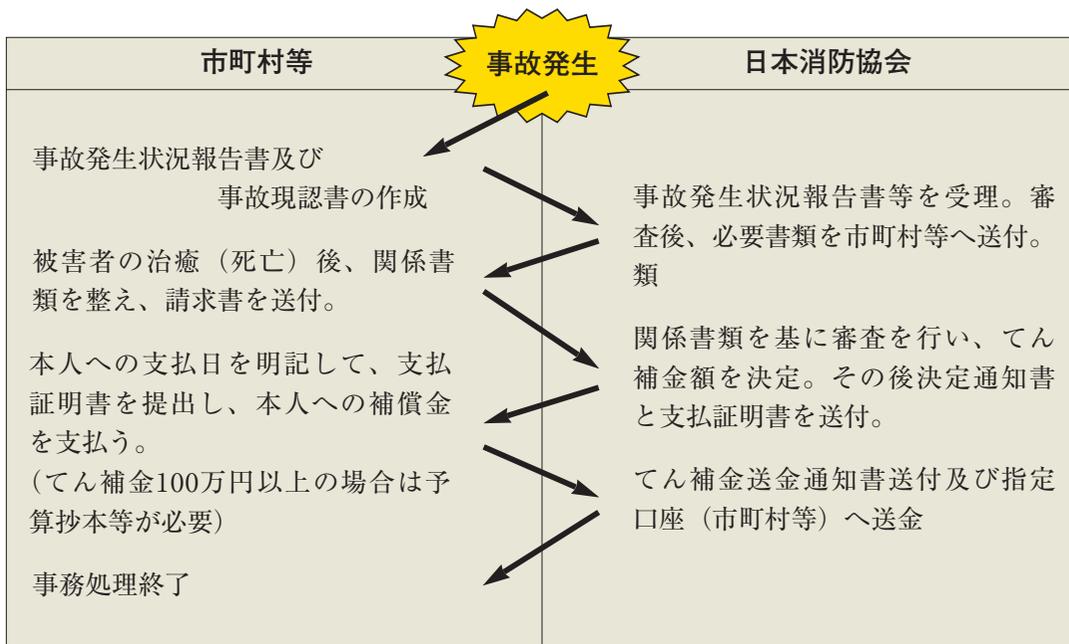
てん補金請求事務の一般的な処理の流れは以下のとおりとなります。

※被害者への支払は市町村等で行ってください。それは市町村等が補償する事案に対して当協会がてん補を行うからです。

※事務処理を進めていく中で適宜相談をさせていただきます。

なお、この流れは一般的なものですので、各事故によって流れが変更となる場合がありますのでご了承ください。そのため、事故が発生した場合には早急に年金共済部までご連絡ください。





問い合わせ先

当共済制度についてのお問い合わせ及び事故が発生した場合には下記までご連絡下さい。

また契約約款、事務取扱要領、質疑応答集、届出各様式等については、(財)日本消防協会のホームページから閲覧及びダウンロードができます。

(財) 日本消防協会

電話 03 (3503) 1481

FAX 03 (3503) 1480

ホームページアドレス

<http://www.nissho.or.jp>



『互助マル君』

(生協) 全日本消防人共済会

○火災共済事業

生活協同組合全日本消防人共済会（財団法人 日本消防協会支援）の火災共済事業は、昭和29年に消防団・職員の協同互助精神に基づいて、生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的に発足しました。

火災共済事業は少しの掛金で高い補償が得られ有利な内容となっています。加入者数は現在375,073人（平成22年3月31日現在、加入率42.2%）を擁する団体となっています。

本共済は、地域防災の中核として一身の危険をも顧みず、献身的に消防防災活動が続けておられる消防団・職員をはじめ、消防関係者が後顧の憂い無く災害活動に従事していただくための一助として開始された共済事業でありますので、加入率が100%に近づけますよう、各支部皆様方のご協力をお願いいたします。

1 共済の種類

B型火災共済

出資金 一人 2口200円以上をお願いしており、掛金は、5口500円から25口2,500円までの5口ごとの掛金で契約することができるもので、平成22年度は、全員契約10口を推進目標とし加入促進を図ります。

C型火災共済

出資金 一人 10口1,000円以上をお願いしており、掛金は1口から200口までの100円単位で共済限度額の範囲内で任意に契約できるものです。

2 共済の内容

掛金1口100円に対して15万円の共済金を補償するもので、掛金は1年掛（掛け捨て、ただし割り戻し制度あり）の契約になります。

B型火災共済

掛金は、5口500円から5口ごと25口2,500円まで選択できます。25口2,500円に対する共済金は、375万円です。掛金に応じて75万円から375万円の共済金となります。

C型火災共済

掛金に応じ、15万円から最高3,000万円の共済金となります。

3 共済期間

共済契約の効力を生じた日から1年間。

4 共済物件

- 建物 ・組合員が所有し、居住する住宅
・組合員の親族が所有し、組合員が居住する住宅
- 動産 ・組合員が生活している住宅内の動産

5 共済金が支払われる損害

火災共済金

- ・火災、落雷、破裂又は爆発による損害
- #### 風水雪害等共済金
- ・風水害（台風、水災、雪害及び土砂崩れ等）
 - ・その他（車両の飛び込み及び航空機の墜落等）

6 加入対象者

全国の消防団員、消防官公署、消防協会及び消防人共済会の役職員等。

7 退職組合員利用者

在職期間が10年以上の者で、退団又は退職の際、組合員として、火災共済の契約者であったものは、引き続き退団又は退職後5年間に限り、この組合の火災共済に契約することが出来ます。

8 割戻金

当該年度に余剰金が出た場合、法定準備金等を差し引いた残金を契約者全員に対して、1口100円当たりの金額を算定し、掛金に応じた金額を割り戻します

9 その他

全日本消防人共済会では、昨年7月に事業規約の大幅な改正を行い補償内容を1,000倍から1,500倍補償に改正いたしました。

これらを記念して特別加入促進キャンペーンを実施しております。このキャンペーン期間中は、多数の加入・増口があった都道府県支部に対して、テントをキャンペーン終了後に配布することとしております。

キャンペーン期間は、9月契約迄となっておりますので、是非、加入促進を図り規模の拡大にご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

当共済制度についてのお問い合わせは下記までご連絡下さい。

また、制度の内容等及び届出各様式等については、(財)日本消防協会のホームページの火災共済のコーナーから閲覧及びダウンロードができます。

生活協同組合 全日本消防人共済会

電話 03 (3503) 1439

FAX 03 (3503) 1480

ホームページアドレス

<http://www.nissho.or.jp>

Eメール

kyousaikai@nissho.or.jp



消防団協力事業所表示証は、 日本消防協会で販売しています。

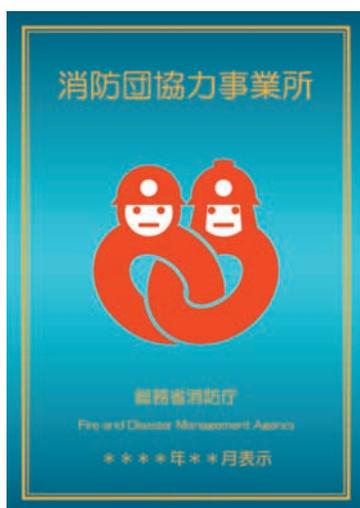
(財) 日本消防協会では、総務省消防庁が定めた規格による表示証を販売しております。



「消防団協力事業所表示制度」表示マーク

表示マークのコンセプト

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心をあわせて表現しています。



総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドプレート)



市町村等が交付する表示証
(シルバープレート)

お申込方法は、当協会ホームページに掲載しております。

<http://www.nissho.or.jp>

お問い合わせ

(財) 日本消防協会 総務部 企画担当 03 (3503) 1481

防火ポスター募集

全日本消防人共済会

生活協同組合 全日本消防人共済会は、平成22年度の火災予防運動に配布するポスター作成にあたり、全国の小・中学生のみなさんから図案を募集いたします。

募集要領は下記のとおりですので、たくさんのご応募をお待ちしております。

1 対象

全国の小学生（4年生以上）・中学生

2 応募規定

(1) 募集の趣旨

火災予防についての意見や考えをポスターに表現した図画で、防火標語をイメージした図案とします。

(2) 作品の形態

ア 各学校で使用する図画用紙とします。

イ 図案は火災予防に関するものとし、未発表のもの（すでにポスター等で使用されたものは除く）に限ります。

ウ 採用作品には、防火標語（「消したかな」 あなたを守る 合言葉）を印刷させていただきますので、図案のみのデザインとしますので、文字等はいれなくて下さい。

(3) 応募方法及び提出期限

在住する都道府県消防協会へ問い合わせして下さい。

(4) 表彰

最優秀賞（会長賞） 1名（50,000円相当の記念品を贈呈）

優秀賞（理事賞） 2名（20,000円相当の記念品を贈呈）

佳作 若干名（5,000円相当の記念品を贈呈）

※ 最優秀賞（会長賞）受賞者の在籍する学校へ100,000円相当の記念品を贈呈いたしますとともに受賞者・保護者・学校関係者を表彰式（日本消防協会）に招待いたします。

(5) 発表

平成22年10月下旬頃本人宛に通知するとともに、日本消防協会機関誌「日本消防」で発表し、併せて日本消防協会ホームページ（URL <http://www.nissho.or.jp>）に掲載いたします。

3 その他

(1) 本共済会に推薦された作品は、審査後に返却いたします。

(2) 防火ポスターの各協会への返送は、平成22年10月下旬を予定しています。

第10回全国中学生 作文コンクール作品募集

全日本消防人共済会

生活協同組合 全日本消防人共済会の主催により平成22年度第10回全国中学生「防火防災に関する」作文を募集いたします。

実施要領は下記のとおりですので、たくさんのご応募をお待ちしております。

1 対象

全国の中学生

2 作文の内容

「わたしの街の消防団」（※作文のタイトルは自由とします）

3 応募規定

(1) 募集の趣旨

災害からわたしたちの暮らしを守り、安全で住みよい街づくりのため、地域に密着した活動を行っている消防団について中学生の視点で表現された、作文を募集いたします。

(2) 規定

ア B4版 400字詰め原稿用紙 3枚以内（800字以上1200字以内）

イ 自作で未発表のものに限ります。

(3) 応募方法及び提出期限

在住する各都道府県消防協会へ問い合わせて下さい。

(4) 表彰

最優秀賞（会長賞） 1名（50,000円相当の記念品を贈呈）

優秀賞（理事長賞） 2名（20,000円相当の記念品を贈呈）

佳作 若干名（5,000円相当の記念品を贈呈）

※ 最優秀賞（会長賞）受賞者の在籍する学校へ100,000円相当の記念品を贈呈いたしますとともに受賞者・保護者・学校関係者を表彰式（日本消防協会）に招待いたします。

(5) 発表

平成22年11月下旬頃本人宛に通知するとともに、日本消防協会機関誌「日本消防」で発表し、併せて日本消防協会ホームページ（URL <http://www.nissho.or.jp>）に掲載いたします。

4 その他

本共済会に提出された作文は、11月末日迄に申し出があった者に限り返却します。

全日本消防人共済会は、皆様の安心を守るため、素早い補償実施に心掛けますと共に、火災予防事業に率先して取り組みます。



うちの

名物団員



山口県



山口県岩国市消防団玖珂方面隊第3分団 団員

藤井 武夫

岩国市消防団玖珂方面隊第3分団所属の藤井武夫さんは、音楽をこよなく愛す文化的な団員です。藤井さんは、山口ウインドオーケストラを始め様々な場で音楽活動をされ、休日には楽器（チューバ：最も大きな管楽器）を片手に県内各地を駆け回っています。また、岩国市役所

職員でもある藤井さんは消防職員の併任を受け、岩国地区消防音楽隊員としても活動され、地域消防の啓発活動にも一役買っています（写真右端白い大きな楽器）。

そんな藤井さんですが、今川分団長はじめ血気盛んな玖珂方面隊第3分団のメンバーの影響で消防操法大会にも積極的に参加し、幾度となく郡・市の大会で優秀な成績を収め県大会に進出しています。今年度の消防操法大会にも出場予定で、現在、県大会優勝を目標に日々の訓練と音楽活動の両立に励んでいます。



茨城県



茨城県水戸市消防団 第9分団 班長

伊藤 晴一

入団されて15年になりますが、今年度の茨城県消防ポンプ操法県央支部大会に指揮者として参加し、準優勝という結果を残されました。

現在は当時のことを肴に、つらかったことや嬉しかったことなどを若手団員に武勇伝として伝えるべ

く日々努めておられるようです。

今後とも消防団活性化に向けてがんばっていただきたいと思います。

茨城県



茨城県古河市消防団三和第4分団 団員

古谷 孝行

皆さんは【樹木医】をご存知ですか？「えっ、何それ？」って思うくらい聞きなれない職業かも知れません。古谷さんは『木』のお医者さんです。家業が植木屋であることから、樹木医資格を取得し、自分の知識と経験をもとに病気になった樹木を診断し治療を行い、自然の源である木々を守っています。樹木医は、全国で1,500人程度しかいないため、全国各地のイベントで講師として招かれることも多い繁忙な職業であるようですが、消防団活動へも人一倍献身的に協力してくれる好青年です。



宮崎県日南市消防団 北郷第2分団 部長

稲田 和央

日本一の生産量を誇るスイートピーとプロ野球・Jリーグのキャンプ地としても有名な宮崎県日南市で、ゴミ収集業とスイートピー生産の2つの仕事をこなしながら、地元消防団では部長として活躍しています。穏やかな優しい性格で、先輩・後輩みんなから愛されています。また、妻はるさんも明るくやさしい性格で、夫の仕事と消防団活動を支えています。稲田部長は、これからもゴミ収集業をしながら町の安全を見守り続け、美しいスイートピーを生産し、全国のみなさんに真心込めてお届けします。



高知県四万十消防団 東又分団 班長

島岡 愛直

団員歴13年の島岡さんは、地元で農業を営みながら、消防団活動・音楽活動に精を出している一方、県内新聞紙では「鳩おやじ」の著者として、地域の顔としても活躍している団員さんです。

音楽を愛し、ライブハウスで曲を披露しながら「鳩おやじ」では自身の生活や消防団活動をユーモアいっぱいで紹介し人気を集めています。

一方、消防団活動でも班長としてポンプ操法や防火広報に積極的に取り組み、実災害では、いち早く現場に向かい、住民の生命・財産を守る熱血漢あふれる団員さんです。

今後も、四万十消防団東又分団の顔として、持ち前の明るい笑顔とバンド活動で、消防団活動や地域の活性化に貢献してくれることでしょう。



大阪府枚方市消防団 川越分団 団員

中 作平

中団員は、今年3月末日まで4年間分団長として川越分団を統括してきました。分団長退任後も若手の団員育成に努めるなど枚方市消防団に、無くてはならない人物です。そのような中団員が士気の高揚、団結力の強化、また、一般の人にも消防団活動の内容を知ってもらうため、消防団の歌を作りました。曲は鉄道唱歌です。1、3、

7番に「枚方消防団」とありますが、ご当地の消防団、分団に変えて広く歌っていただければ幸いです。

枚方市消防団の歌 作詞 中 作平

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 郷土愛護の精神の我らは枚方消防団 | 春と秋との啓発も地域の安全守る為 |
| 明治以前の伝統を今に伝える心意気 | 5 ポンプ百より勝りしは出さぬ火の元後始末 |
| 2 守れ我が街消防団地域の安全引き受けた | 防災意識の高揚に努める我らは消防団 |
| 如何なる時も出動の心の準備は備えたり | 6 七、八月の訓練も玉の汗かき勤(いそ)しまん |
| 3 行くぞ枚方消防団天変地異も何のその | 日々鍛錬の毎日でいざ出動に備えたる |
| 熱き血潮の集いたる平成武士(もののふ)ここにあり | 7 歳末夜警は火の用心昼夜分かたぬ活動で |
| 4 消防団の一年は出初式より始まりて | 安心安全守り抜くこれぞ枚方消防団 |

消防団の広場

山口県

高齢者が安心して暮らせる町を目指して



山口県周防大島町消防団
東和支部役場分団 団員
青山 徳幸



山口県周防大島町は山口県東南部の瀬戸内海に位置し、北は広島県、南は愛媛県の島嶼部に隣接しており淡路島、小豆島に次ぐ瀬戸内海で3番目に大きな島です。全域が瀬戸内海国立公園に指定され、山頂からの瀬戸内海をはじめとする、美しい景色や自然に恵まれています。全般的に山岳起伏の傾斜地で、島の中央部には600m級の山々が連なり、わずかな平野部を除けば急峻な山が海岸に迫る地形となっています。

気候は、四季を通じて比較的温暖で、平均気温も15度を超えており雨も少なく、冬でも晴天の日が多く降雪、積雪もほとんどないため、特に高齢者にとって暮らしやすい地域となっています。

そのためというわけではありませんが、当町では65歳以上の高齢者人口が50%を占め、独居老人世帯も多く、いわゆる災害弱者と呼ばれる高齢者を多く抱える地域でもあります。

また当町は、山口県内で唯一「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、このため平成18年には「周防大島町地域防災計画」が策定され、地震に対する対策強化が図られています。

このような背景を踏まえ、昨年1月に財団法人日本消防協会の御高配により多機能型消防車両の交付をいただき、私の所属する東和支部役場分団に配備されました。

東和支部役場分団の活動は、非常時の消防・防災活動の他、分団の年間計画に基づく

定期的な消防訓練や他の消防団との共同訓練、防火・防災啓発等を主な活動としております。また昨年の多機能型車両の配備により、同車両での週に1回の地域巡回をはじめ積載されている各種資機材の点検・整備及び操作訓練等を実施しています。この車両には、消防ポンプの他にチェーンソー、カッター、発電機など消火活動以外で使用する救助資機材が装備されており、これまで使用していた消防車は消防ポンプのみの装備で消火活動に限定されていましたが、この車両の配備により、より早く救助活動の一翼を担うことができ、分団の活動の機動性が大きく広がりました。今後は地元消防署との連携をより強化し、多機能型車両の能力を十分に発揮し、地域の期待に応えられるよう訓練を重ねていきたいと思っております。

ところで近年は、予測のできない災害が頻発する傾向にあります。山口県においても、昨年7月に未曾有の集中豪雨に見舞われ、県内各地において甚大な人的・物的被害が発生いたしました。その犠牲となられた殆どは高齢者の方で、災害時における弱者保護の重要性が改めて痛感されたところでもあります。高齢者を多く抱える当地域においては、消防団への期待は非常に高いものがあり、その期待に応えるため、我々消防団員は平素から有事に備え、高齢者が安心して暮らせる地域を目指して精進を重ねていかなければならないと考えております。



平成22年度 全国統一防火標語

「消したかな」 あなたを守る 合言葉

6月の日本消防協会関係行事

6月18日（金）	消防育英会選考委員会
6月24日（木）～	第25回日中消防友好調査（中国コース）
7月1日（木）	第26回日中消防協会定期協議会（北京）

編集後記

青い空とまぶしい太陽、光を浴びた木々の緑は濃くなり、少し体を動かしただけでも発汗、暖められた空気は、初夏を体感、ひとたび、風が吹いてくると受ける体は、風でとても心地よくなる季節です。

この季節、各地で様々な消防訓練が行われ、地域の皆様の安心安全のため、昼夜励まれている消防団職員の皆様に改めて敬意を表します。

活動のご紹介など、ぜひ「日本消防」にご投稿をお願いいたします。お待ちしております。

さて、今年の春ですが、都心では、過去、最も遅い積雪記録が41年ぶりに並ぶなど、強い寒気の影響で、季節が冬に逆戻りした日が多く、とても寒く感じました。

皆様、体調など崩すことはなかったでしょうか。

また、寒さの影響で野菜が品不足となり価格が高騰、メタボ対策中の我が家の食卓ですが、肉類と野菜類の比が逆転しました。自然の少しの変動で、私たちの生活に影響を与えます。これも地球温暖化の影響なのでしょう。自然の猛威による災害が起きないことを祈るばかりです。

地球温暖化の抑制というと二酸化炭素の排出量が問題になります。家庭における二酸化炭素の排出量は、照明・電気製品の使用による電気を使うことが一番多いとのこと。電気器具には、エコ対策の商品がたくさん出ております。電気の消費に注意を払い、身の回りの小さなことから省エネを心がけたいものです。

(A・S)

寄稿のお願い

皆さまの消防団活動への取り組み、ご意見などをもとに、より充実した有意義なものにしていきたいと考えておりますので、多数のご寄稿をお待ちしています。

Eメールでも受付しています。

soumu@nissho.or.jp

月刊「日本消防」第六十三巻第五号
平成二十二年五月五日印刷
平成二十二年五月十日発行

編集人 岩田知也
発行所 財団法人日本消防協会

印刷所 東京都港区虎ノ門二一九一十六
電話 〇三(303)一四八一(代)

日本印刷株式会社
電話(383)六九七一(代)

消防人の火災共済の補償が増額されました 「1000倍補償を1500倍補償にUP」

B型火災共済 (加入口数は5口から25口まで)

10口の場合 掛金1000円で
火災共済金 100万円を150万円に増額しました。
風水雪害等共済金(全損で) 20万円を30万円に増額しました。
『掛金は、500円～2,500円(500円単位)で加入できます。』

C型火災共済 『加入口数は、最高200口』

火災共済金 2,000万円を3,000万円に増額しました。
風水雪害等共済金(全損で) 400万円を600万円に増額しました。
※ 風水雪害等共済金とは、これまで災害見舞金としてお支払いしていたものです
※ 加入にあたり、組合員となっていたいただくために出資金が必要になります。



生活協同組合 全日本消防人共済会

事務局 (財)日本消防協会内 支部 都道府県消防協会内

消防互助年金

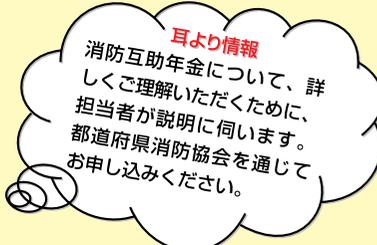
『消防の仲間が支える互助年金』

消防互助年金制度は、(財)日本消防協会が消防職団員等の安定した老後の生活と福祉の向上のために第一生命保険相互会社と締結している拠出型企業年金制度です

ホームページでも詳しく紹介しています



「互助マル君」



耳より情報
消防互助年金について、詳しくご理解いただくために、担当者が説明に伺います。都道府県消防協会を通じてお申し込みください。

加入申込みは消防事務担当へ

問合せ先

- 各市町村の消防事務担当係
- 都道府県消防協会

(日本消防協会ホームページ)

- (財)日本消防協会 年金共済部
- 生活協同組合全日本消防人共済会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館 TEL.(03)3503-1481~5
<http://www.nissho.or.jp>